

令和3年1月18日

発注機関の長 御中
建設関係団体の長 御中

宮城労働局労働基準部健康安全課長

偽造の疑いのある技能講習修了証について（お願い）

日頃より労働安全衛生行政につきましては、格別の御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第61条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、偽造の疑いのあるものが存在する旨の情報提供がありました。

情報提供のあった修了証は別添のとおりであり、当該修了証に交付者として記載されている「建設業労働災害防止協会宮城県支部」においては、その発行を行っておらず、偽造の疑いがあるものです。

偽造された修了証は安衛法上無効であるのみならず、他の法定要件を満たさない限り、無資格者を就業制限業務に就かせることとなり、また、労働者の安全衛生確保に大きな影響を及ぼすものとなるところです。

つきましては、不適正な修了証に基づく就業制限業務への従事等防止のため、上記と同様の特徴を有する修了証等偽造の疑いのある情報を把握した場合には、下記のとおり、関係事業者に対する周知・支援、労働局あて情報提供等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 本件に係る情報の周知について
別添の情報について、現場事務所、掲示板等見やすい箇所に掲示する等により、労働者を含む関係者に広く周知願います。
- 2 資格者証の確認について
就業制限業務に係る資格者証については、原本確認を徹底する等により違法な就業が行われないよう十分に配慮願います。
- 3 就業制限業務に係る就業について
偽造の疑いのある修了証により該当する就業制限業務に従事しようとする者が認められた場合、当該者には同業務に係る就業を控えていただくようお願いいたします。
- 4 労働局あて情報提供について
偽造の疑いのある修了証に係る情報を把握した場合には、宮城労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供願います。

<問合せ先>

宮城労働局 労働基準部 健康安全課

担当：大山、斎藤

電話：022-299-8839

事業者・労働者の皆様へ

宮城労働局

偽造の疑いのある「技能講習修了証」の情報を把握した場合、当局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供をお願いします。

《 情報提供のあった「修了証」の写し 》

号 2724 号 小型移動式クレーン 平成 [] 年 [] 月 [] 日 交付 宮城労働基準局指定 建設業労働災害防止協会 宮城県支部		氏名 [] 平成 [] 年 [] 月 [] 日	
備考		本管地	宮城県
		区 所	宮城県

注意事項 1. 本修了証は、大切に、作業中のみで携行すること 2. 本修了証を紛失し、又は損傷したときは、再交付をうけること 3. 「備考」欄は、空欄に於いて記入しないこと		小型移動式クレーン 技能講習修了証
---	--	----------------------

【 特徴 】

- 修了証内側には対象業務名として「小型移動式クレーン」、外側には「小型移動式クレーン技能講習修了証」と表記されている。
- 修了証交付時には存在しない「宮城労働基準局」において、登録制度に移行し存在しない「指定講習機関」としての指定を行っている」と表記されている。
- 「建設業労働災害防止協会宮城県支部」において実施したことがない「小型移動式クレーンの運転業務に係る修了証となっている。
- 押印は「県労働災害防止協会指定講習機関印」と存在しない機関名となっている。
 その他に「高所作業車運転」、「玉掛作業」について、類似した修了証が複数認められており、そのいずれもが上記2～4を共通の特徴として有している。

情報提供先：宮城労働局 労働基準部 健康安全課（電話 022-299-8839）

（令和3年1月18日）